

山梨県公報

号外第二十二号の二

平成二十八年

三月三十一日

木 曜 日

目 次

条 例

山梨県県税条例等の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

山梨県県税条例等の一部を改正する条例(条例第三十六号)(税務課)

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 法人事業税に係る外形標準課税法人の税率を見直す。
 - (二) 不動産取得税に係る次の特例措置について、その適用期限を二年延長する。
 - (1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を、住宅新築の日から一年(本則は六月)を経過した日に緩和する特例措置
 - (2) 新築の特例適用住宅用土地に係る減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を三年(本則は二年)以内に緩和する特例措置
 - (三) 自動車取得税に係るエコカー減税の適用対象車に、一定の排出ガス規制等を満たす軽油自動車(車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラック)を加える。
 - (四) 自動車税に係るグリーン化特例について、基準の切替えと重点化を行った上で、一年間延長する。
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第三十六号

山梨県県税条例等の一部を改正する条例

(山梨県県税条例の一部改正)

第一条 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改める。

附則第十二条の五第一項中、「においては」を「には」に改め、同項第五号中八を二とし、口の次に次のように加える。

八 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの

(次条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(2) エネルギー消費効率率が平成二十七年基準エネルギー消費効率率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五第二項中、「においては」を「には」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の五の二第二項第二号中二をホとし、ハをニとし、口の次に次のように加える。

八 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率率が平成二十七年基準エネルギー消費効率率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五の二第三項第二号中二をホとし、ハをニとし、口の次に次のように加える。

八 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率率が平成二十七年基準エネルギー消費効率率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五の二第四項第二号中二をホとし、ハをニとし、口の次に次のように加える。

八 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(2)(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十二条の五の四第一項第七号中、「附則第十二条の五第一項第五号八」を「附則第十二条の五第一項第五号二」に改め、同条第二項第三号中、「附則第十二条の五の二第二項第二号八又は二」を「附則第十二条の五の二第二項第二号二又はホ」に改め、同条第三項第三号中、「附則第十二条の五の二第三項第二号八又は二」を「附則第十二条の五の二第三項第二号二又はホ」に改め、同条第四項第三号中、「附則第十二条の五の二第四項第二号八又は二」を「附則第十二条の五の二第四項第二号二又はホ」に改める。

附則第十二条の六第一項中、「の各号」、「。次項において同じ」及び「。同項において同じ」を削り、「次項及び第四項第三号」を「第三項第三号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項第二号中「、平成二十一年天然ガス車基準」を「、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第五号において「排出ガス保安基準」という。）で府令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので府令で定めるものをいう）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して府令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日

以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で府令で定めるもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項中「、第四項」を「、次」に改め、同項に次の表を加える。

第百十六条第一項第一号イ	
七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円
九千五百円	五千円
一万三千八百円	七千円
一万五千七百円	八千円
一万七千九百円	九千円
二万五百円	一万五百円
二万三千六百円	一万二千円
二万七千二百円	一万四千元
四万七百元	二万五百円
二万九千五百円	一万五千円
三万四千五百円	一万七千五百円
三万九千五百円	二万円
四万五千円	二万二千五百円
五万千円	二万五千五百円

第百十六条第一項第一号ロ

第百十六条第一項第二号イ																
一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円
八千円	六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万千円	九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円	五万五千五百円	四万四千円	三万八千五百円	三万三千五百円	二万九千円
第百十六条第一項第二号ハ(1)																
二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円	一万五千五百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円
一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円
第百十六条第一項第三号イ(1)																
二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円	一万五千五百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円
一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円

第百十六条第一項第一号		第百十六条第一項第四号							第百十六条第一項第三号イ(2)							
三千七百円	六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円
千八百円	三千円	二千五百円	四万五千五百円	三万七千円	三万三千円	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円	一万六千五百円	三万二千円	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千円	一万三千五百円

第百十六条第四項			第百十六条第三項ただし書							第百十六条第二項第一号						
三万千六百円	二万七千六百円	二万三千六百円	四万三百円	三万五千六百円	三万五百円	二万六千四百円	二万二千四百円	一万九千円	一万五千五百円	一万二千六百円	九千二百円	八千円	六千三百円	五千二百円	六千三百円	四千七百円
一万六千円	一万四千円	一万二千円	二万五百円	一万八千円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万五千五百円	九千五百円	八千円	六千五百円	五千円	四千円	三千二百円	二千六百円	三千二百円	二千三百円

三万六千円	一万八千円
四万八千円	二万五百円
四万六千四百円	二万三千五百円
五万三千二百円	二万七千円
六万二千二百円	三万千円
七万四百円	三万五千五百円
八万八千八百円	四万四千五百円

附則第十二条の六中第七項を第四項とし、第八項を削り、同条第九項中「第四項及び第五項（これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第六項及び第七項」を「前二項」に、「第三項の」を「第二項の」に改め、同項を同条第五項とする。

（山梨県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 山梨県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年山梨県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち山梨県税条例第三十八条の改正規定中「百分の〇・九六」を「百分の一・二」に、「百分の〇・四」を「百分の〇・五」に、「百分の二・五」を「百分の一・九」に、「百分の三・七」を「百分の二・七」に、「百分の四・八」を「百分の三・六」に改める。

第一条のうち山梨県税条例附則第十二条の十五の三の改正規定中「百分の二・五」を「百分の一・九」に、「百分の〇・九」を「百分の〇・三」に、「百分の三・七」を「百分の二・七」に、「百分の一・四」を「百分の〇・五」に、「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」を「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の山梨県税条例（次条及び附則第四条において「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十八年度分の自動車税について適用し、平成二十七年分までの自動車税については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番